

別表六（十二）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人が措置法第42条の4の2第1項（特別試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）又は令和8年改正前の措置法（2）において「令和8年旧措置法」といいます。）第42条の4第7項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合（当該法人が次に掲げる通算法人である場合には、それぞれ次に定める場合を含みます。）に記載します。
 - (1) 措置法第42条の4の2第2項において準用する措置法第42条の4第8項第3号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の通算法人 同号イの他の通算法人が措置法第42条の4の2第2項において準用する措置法第42条の4第8項第2号に規定する他の事業年度において措置法第42条の4の2第1項の規定の適用を受ける場合
 - (2) 令和8年旧措置法第42条の4第18項において準用する同条第8項第3号の通算法人 同号イの他の通算法人が同条第18項において準用する同条第8項第2号に規定する他の事業年度において同条第7項の規定の適用を受ける場合
- 2 「特定税額控除規定の適用可否」の欄は、当該事業年度（通算子法人である措置法第42条の4の2第2項において準用する措置法第42条の4第8項第3号の通算法人にあっては、当該事業年度終了の日に終了する当該通算法人に係る通算親法人の事業年度。以下この記載要領において同じです。）が令和11年4月1日以後に開始する事業年度である場合又は当該法人が次に掲げる法人のいずれに該当するかの区分に応じそれぞれ次に定める場合に「可」と記載します。
 - (1) (2)に掲げる法人以外の法人 別表六(七)「6」、「7」、「13」、「14」若しくは「18」の要件のいずれかに該当する場合又は措置法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者（同項第8号に規定する適用除外事業者又は同項第8号の2に規定する通算適用除外事業者）に該当するものを除きます。）若しくは同項第9号に規定する農業協同組合等に該当する場合
 - (2) 措置法第42条の4の2第2項において準用する措置法第42条の4第8項第3号の通算法人 別表六(八)「4」、「8」若しくは「13」の要件のいずれかに該当する場合又は次に掲げる法人に該当する場合
 - イ 措置法第42条の4第4項に規定する中小企業者
 - ロ 措置法第42条の4第4項に規定する農業協同組合等
 - ハ 通算子法人に係る通算親法人がロに掲げる法人である場合の当該通算子法人
- 3 「控除対象特別試験研究費の額1」、「(14の計)又は(16の計)のうち(12)が第1号である試験研究に係る控除対象特別試験研究費の額17」及び「(14の計)又は(16の計)のうち(12)が第2号である試験研究に係る控除対象特別試験研究費の額18」の各欄は、当該事業年度が令和8年4月1日以前に開始した事業年度である場合には「又は(16の計)」を消し、当該事業年度が同日以後に開始する各事業年度である場合には「(14の計)又は」を消します。
- 4 「当期税額控除可能額9」の欄は、当該法人が措置法第42条の4の2第2項において準用する措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には「((6)と(8)のうち少ない金額)又は」を消し、その他の場合には「又は(別表六(十二)付表二「13」、「16」又は「18」)」を消します。
- 5 「措法第42条の4の2第1項各号又は旧措法第42条の4第7項各号の該当号12」の欄は、当該事業年度が令和8年4月1日以前に開始した事業年度である場合には「措法第42条の4の2第1項各号又は」を消し、当該事業年度が同日以後に開始する各事業年度である場合には「又は旧措法第42条の4第7項各号」を消します。
- 6 「控除対象特別試験研究費基準額16」の欄は、

当該事業年度が令和9年4月1日前に開始する事業年度である場合には「50、60又は」を消し、当該事業年度が同日から令和10年3月31日までの間に開始する各事業年度である場合には「50、」及

び「又は70」を消し、当該事業年度が同年4月1日以後に開始する各事業年度である場合には「、60又は70」を消します。